

平成30年度第13回(第186回)隠岐の島町教育委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月26日午前9時00分

2. 開催場所 隠岐の島町教育委員会 会議室

3. 出席委員 教育長 村尾 秀信
教育委員 野津 幸恵
教育委員 獅野 慶子
教育委員 山下 豊範
教育委員 大津 義文

4. 欠席委員 なし

5. その他の出席者 総務学校教育課長 池田 茂良
社会教育課長 吉田 隆
中央公民館長 高梨 勇光
総務学校教育課長補佐 村上 静夫

6. 開会宣言 事務局職員が出席者の確認をした後、教育長は開会を宣言した。

7. 教育長報告要旨 教育長は前回の教育委員会の会議から本日までの主な事項を報告した。

—報告要旨—

- 記載してある諸会議に出席した。
- 教育長は、各教育委員が出席した卒業式の所感を求めた。

8. 議事

【議 第1号】教員の長時間勤務縮減にむけた取組方針について

【議 第2号】隠岐の島町立小中学校の教員の勤務時間の上限に関する方針について

- 「教員の長時間勤務縮減にむけた取組方針について」「隠岐の島町立小中学校の教員の勤務時間の上限に関する方針について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

—説明要旨—

(総務学校教育課長) 教員の長時間勤務縮減にむけた取組方針について、前々回に情報提供し、プロジェクトチームが作った取組案を、教育委員会の取組方針として決定していただきたい提案する。第2号議案については、文部科学省が求める教員の勤務時間の上限に関する方針を定めるものである。

—質疑応答—

(獅野教育委員) 本来の学校業務や教員が担うべき業務とはどういものなのか。

(総務学校教育課長) 文部科学省は、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも

教師が担う必要がない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務という分け方がしてあるが、明確に分けることは難しいと感じている。

(嶽野教育委員) 隠岐ならではの事も把握して、その辺を明確化する必要があるのではないか。この方針については、いつから実施するのか。4月からか。

(総務学校教育課長) すでに取り組んでいることもあるが、方針策定後、学校と一緒にになって取り組んでいきたい。

(嶽野教育委員) タイムレコーダーの導入やICT活用とあるが、即できることとらまえているのか。

(総務学校教育課長) タイムレコーダーは31年度に検討し、32年度には導入したい。ICTに関してもサーバー等の有効利用を検討したい。

(嶽野教育委員) 保護者や地域の周知について、計画をたてて取り組むべきではないか。

(総務学校教育課長) 文部科学大臣もメッセージを発信している。同様に教育長から学校長と一緒にになって保護者に対して、町が行っている「長時間勤務縮減における取組方針」について説明をしていきたい。

(山下教育委員) 何のための、誰のために働き方改革をするのかきっちり明確に保護者、地域の方に分かるように、理解してもらえるように説明することが一番大事だと思う。教員のためではあるが、結局は自分たちの子供のための改革であるというように持って行かないと、逆に教員たちの肩身が狭くならないように説明なり周知をしてもらいたい。

(大津教育委員) 今は何でもかんでも昔以上に教員が背負っているということがあるので、業務の見直しをいかに改善するかという事と、もう一つは人的な整備をすること、ただお金がかかるという問題はあるが、今のところこのような書き方をするしかないかと思う。この中で、勤務時間管理の適正化の5番目で、学校は教育委員会と連絡して時間外労働のガイドラインを設定とあるが、この「ガイドライン」という言葉を設定する側の学校が使っていいものなのか疑問に感じる。また、どの程度のことをガイドラインとして指しているのか。

(総務学校教育課) ガイドラインそのものが第2号議案で提案しました勤務時間の上限に関する方針という部分になる。

(大津教育委員) 学校ごとにその上限が違うという事はないですね。

(教育長) 校種の違い等で、多少学校によって取り組み実態に違いはあると思う。ここで45時間を守ろうという事を設定していないとい今までのようにならが外れてしまう。教育委員会として学校に考えてもらいたい。地域や団体からの要請等の学校行事をどう取り組むか考えていただき、見直しも考えてほしい。また、地域に対する啓発あるいはPRはしていきたいと考えている。

(野津教育委員) これが先生方のためではない。そこを保護者の方に理解してもらうことが大切。業務の見直しについて、教育というのは、これは教師がすること、これは外部の人がすることだとぴったり線が引けない。また、仕事がみんな縦割りになってしまったら、子供たちにとっていい事とは言えない。いろいろなスタッフと教師間の情報交換の在り方なども非常に大事な事だと思う。特に部活動に関しては、隠岐の島町のような小規模校として、将来的にどうして行くかを示しながら、子供たちや保護者に理解してもらう必要がある。

(教育長) 教育委員会としては、議決していただければ、4月早々に学校等にお示して、できることは速やかにやりたい。ただ、予算を伴うものは少し時間をいただきたい。時間管理はタイムレコーダーでやるのか、手書きの表でもできることは多分にあるので、そういうことを各学校で取り組んでもらって、良い方法を考えていきたい。啓発とか保護者の理解については、できれば国と県と町と三者の代表

者でメッセージはお届けしたいと考えている。

(嶽野教育委員) 長期休業中の連続した学校閉庁日の設定等とあるが、例えば夏休みの長期休業中のことですか。

(総務学校教育課長) 既に昨年取り組んでおり、8月13日から15日を保護者にも連絡をして閉庁日にさせていただいた。全国的な取り組みとしては夏休みと冬休みも実施しているところもあるので年休を取得ができるように、また、リフレッシュのためにという事で、この取り組みも進めたい。

(嶽野教育委員) 地域住民や保護者に説明すれば、子供のいないときに学校が閉庁できれば、一番いいリフレッシュになると思う。堂々と自分たちはリフレッシュしなければいけないんだと肝に命じられて、それを地域や保護者が応援していけるような、このことをしっかりと説明してあげることがいいかなと感じる。

(総務学校教育課長) 去年、試行という事でやりました。そのあとでチェックとして学校内部でのこと、保護者の理解という事で、学校内部では非常に良かったという事、保護者からも別に問題はなかったという意見をもらっているので、今年も夏休みにやりたい、もう一步進めて冬休みにもやれるように進めていきたいと考えている。

(教育長) 学校の実態では、普段なかなか年休も取れない状況が続いている。保護者の方に理解していただきて、事務的なスタッフを拡充など、様々な方策を講じながら、休むことができる環境を学校全体で作っていきたいと考えている。

(野津教育委員) 自分を振り返ってみて、一番は卒業式や入学式にも行けなかったこと、参観日にも行けなかったことが今でも心苦しい。年休を取る時に、迷惑をかけるんじゃないかという気持ちがすごく強かった。日程をずらす配慮とか、休みがとりやすい事、スタッフ補充することなどが大事ではないか。

(大津教育委員) 今のようなことを含めて、業務の見直しに取り組んでいけば可能だと思うが、心配していることは、人的支援という事、現実論としては教員がいなきゃできない。部活も部活指導員を地元できちんと確保できるかという問題が当然起こってくる。具現化する場合はいろいろな課題が山積していると懸念している。

(教育長) 国も県も同じ方向性で、方針なりガイドラインを策定している。町教育委員会もこれらを十分に勘案しながら、町の実態に合った方針等について考えた。多少の懸念はあるが、先々検討しながら人的な要求や予算的な面も考えていきたい。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第1号及び議第2号について原案のとおり議決した。

【議 第3号】隠岐の島町立中学校にかかる部活動の取組方針について

- 「隠岐の島町立中学校にかかる部活動の方針について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(総務学校教育課長) スポーツ庁は部活動についてのガイドラインを作っている。県も部活動についてのガイドラインの策定をしている。この中で、市町村教育委員会で部活動にかかる方針を策定しないということで策定するものである。

- 質疑応答 -

(山下教育委員) 複数校による合同部活動等の取組を推進するというところですが、野球部だったら

合同チームで大会に参加するという考え方ですよね。

(総務学校教育課長) 考え方は二つあります。一つは、部活動自体が單一校ではできない場合、練習も含めて複数校で一緒にできないか。もう一つは、練習自体は單一校でやっているが、大会に出場することは難しいので合同チームでの大会参加ということになる。

(山下教育委員) 複数校が一つになるという事で、大会参加が認められるのか

(総務学校教育課長) 認められている部分もあるが、結構難しいという話を聞いている。

(教育長) 中学校には中体連という組織があり、それが色々な競技部を設けて行っている。少子化の影響で出場できないケースが生じている。この救済措置として、近隣校が一緒になって出場できる種目もある。隠岐の場合も、普段はそれぞれ練習して大会には一緒になって参加する。

(野津教育委員) 種目によってはそといった形で出場できるという事ですね。今後、県の中体連等に働きかけて出場できるような方向に持って行くという考えですね。

(教育長) そうです。隠岐の場合、島前島後の中学校が一緒になって隠岐郡中体連を組織して、春から秋にかけての地区大会を運営し、その結果で県大会へ参加することになっている。しかし、少子化の影響で合同チームが一緒になってやったら、試合がしにくく、相手がいなくなるという事もある。文化系な部活動も含めた方針であると理解してほしい。

(嶽野教育委員) 部活動は、教育の観点からすごく大事な事だと感じている。部活動の顧問をする先生には感謝している。部活動することで子供はすごく勉強以外に成長する場であると思う。働き方改革の方を見たときには、先生方の負担はすごく大きいと思うので、短くなても充実した部活動を学校全体で考えてほしい。部活をもっていただけたら先生には校長先生の方から説明していただき、一生懸命やっていくことを続けてほしい。

(総務学校教育課長) 各中学校はどうにかして部活動をやりたいという気持ちが強いです。しかし、今の状況では少子化と生徒の数が少ないということ、教員も数が少なくなっている中で先生も大変だという事で、部活動を続けていくためにはどうにかしなければならないという想いである。

(野津教育委員) 部活動の考え方で、今の子供たちは世界が広くいろいろなことに関心をもっている。学校側として部活動を設置するに当たって子供たちのニーズを吸い上げて行けば、道が開ける子供、夢を追いかける子供がいると思う。生徒のニーズに応じた活動ができる部活、要するに指導者がいなければ困るが、子供たちの思いを大切にして設置するということもすごく大事ではないか。最終的に、生涯にわたって自分の趣味とか、やってきたスポーツが生きたりとか、自分のために生活を豊かなものにするためになってくれたらいいなと思う。

(山下教育委員) 中学校生活の中で部活動は非常に重要だと思うが、部活動のために校区外の学校に行くという事があるが、校区を外れるというところ自体が部活との関係があつてそうできるのか確認したい。

(総務学校教育課) 部活動については、中学校限定であるが、小学校卒業時に自分が行きたい部活動があるところ、校区が変わってそこに行きたいところがあれば、特別な事情がない限り認めるところになっている。

(教育長) 子供たちが豊かな中学校生活を送るのに、そこに部活動があるという事は認めていいのではないか。当然家族も本人も6年間過ごした子供たちと離れてそれを承知でやっている。子供が選んだり、親が選んだりとか支援した結果だと思う。子供のニーズや想い、保護者の考えを鑑み、校区外申請を判断している。

(山下教育委員) 部活動と同様に参加できるような環境づくりを検討するとあるが、具体的にクラブで

やっている部活以外のクラブチームでやっているスポーツ、チームなんかも参加できようという事ですか

(総務学校教育課長) 学校が部活動として設置していない場合、中体連等の大会には参加できない状況である。ただ、社会体育で活動している生徒にとっては、大会に参加できないという事で、なぜ中体連と一緒に扱いができないかという思いもある。これについても、今後検討していくかなければならぬ課題だと考えている。学校によっては、社会体育で練習はしている部分を部活動として位置づけをして、中体連に参加している場合もある。そうでない場合もあり、一概に言えない部分もある。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第3号について原案のとおり議決した。

【議 第4号】 隠岐の島町スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について

【議 第5号】 隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

【議 第6号】 隠岐の島町屋内温水プール設置及び管理条例施行規則の一部改正について

【議 第7号】 隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

- 「隠岐の島町スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について」「隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正について」「隠岐の島町屋内温水プール設置及び管理条例施行規則の一部改正について」「隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 改元に合わせ、改めて見直した結果、整備しなければならない箇所があり、提案する。

- 質疑応答 -

(教育長) 第7号議案ですが、利用団体から6か月前からとしてほしいという要望があったのですか

(社会教育課長) 実態は以前から6か月前からとしており、問題は生じていないため、実態に合わせて改めたい。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第4号、議第5号、議第6号、議7号について原案のとおり議決した。

【議 第8号】 隠岐の島町図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

- 「隠岐の島町図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 指定管理者による管理についての規定を整備する。「社会教育課」に改める等を整備する。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第8号について原案のとおり議決した。

【議 第9号】 隠岐の島町学校教職員住宅管理規則の一部改正について

- 「隠岐の島町学校教職員住宅管理規則の一部改正について」について、事務局職員の説明

の後、審議した。

－ 説明要旨 －

(総務学校教育課長) 津戸にある住宅が使用に耐えられない状況になり、管理規則から落とすものである。今後は、普通財産として管理したい。

－ 審議結果 －

○ 審議の後、全員の挙手により議第9号について原案のとおり議決した。

【議 第10号】 隠岐の島町小・中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱の制定について

【議 第11号】 隠岐の島町人権・同和教育推進会議活動費補助金交付要綱の制定について

【議 第12号】 大相撲八角部屋隠岐合宿支援補助金交付要綱の制定について

【議 第13号】 スサノオマジック“夢”授業 in 隠岐の島町開催支援補助金交付要綱の制定について

【議 第14号】 スサノオマジックプレシーズンマッチ隠岐大会開催補助金交付要綱の制定について

○ 「隠岐の島町小・中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱の制定について」「隠岐の島町人権・同和教育推進会議活動費補助金交付要綱の制定について」「大相撲八角部屋隠岐合宿支援補助金交付要綱の制定について」「スサノオマジック“夢”授業 in 隠岐の島町開催支援補助金交付要綱の制定について」「スサノオマジックプレシーズンマッチ隠岐大会開催補助金交付要綱の制定について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

－ 説明要旨 －

(社会教育課長) 隠岐の島町補助金等交付規則に基づいて、交付要綱に沿って運用していたが、今回、新規とし制定する。事務局としては同じような要綱が多数あるので簡素化することを今後検討したい。

－ 質疑応答 －

(嶽野教育委員) 補助金の交付が済んだ時には、当然精算の報告及びその精査はしているのですね。

(社会教育課長) 報告もきちんと提出されており、精査している。

－ 審議結果 －

○ 審議の後、全員の挙手により議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議題14号について原案のとおり議決した。

【議 第15号】 中沼了三杯・横地治男杯隠岐少年武道大会開催補助金交付要綱の制定について

○ 「中沼了三杯・横地治男杯隠岐少年武道大会開催補助金交付要綱の制定について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

－ 説明要旨 －

(社会教育課長) この事業は、H31 年度新たに設けた大会で、地元の若者が中心となって大会を企画しており、町として支援をしていくためにこの補助金交付要綱を制定する。

－ 質疑応答 －

(野津教育委員) この武道大会というのは、対象は小中学生か。補助金の交付も小学生が対象か。

(社会教育課長) 今回は小学生対象で、補助金の交付はその団体に対してである。

(教育長) すでに実行委員会を立ち上げて着々と準備を進めている。その主管団体に対して補助金を交付するものである。

(野津教育委員) 今後中学生もありうるんですか。少年少女ではないのですね

(社会教育課長) 対象には少女も入っていますが、名称を付ける際に少年とするようになった。

(野津教育委員) 柔道や剣道がやりたい子供たちは、学校が終わってこういう練習に参加し部活動ではないけど県大会に繋がる道はあると思うが、広く学校だけの活動ではなく、水泳やサッカーなども地域のスポーツとしてつながっていくという事は難しい事ですか。

(教育長) 実行委員会の趣旨が、交流を主にやりたいとの考えで、柔道・剣道関係の子供たちで、境港、県内、十津川村にご案内して交流を中心に進めたいと考えである。

(野津教育委員) 「本大会を開催し顕著することで」とあるが、顕彰することではないですか

(社会教育課長) 顕彰です。訂正させていただきます。

- 審議結果 -

- 議第15号については一部修正し、全員の挙手により議決した。

【議 第16号】 隠岐の島町国府尾城活用整備事業検討委員会設置要綱の制定について

- 「隠岐の島町国府尾城活用整備事業検討委員会設置要綱の制定について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 国府尾城跡と周辺関連遺跡について、総合的な調査、活用方法の具体的な検討をした上で適切に保存整備することにしている。このために検討委員会を立ち上げたいと考えている。

(教育長) 西郷の城山さんがすごい史跡であり、国指定の史跡の価値が十分にあるものだと研究者の方から指摘をいただいた。町民の皆さんこのお城がすごいものだと知っていただき、島内にある他の城など関連史跡と合わせて、委員会を立ち上げて調査を進めたく委員会の設置をするものである。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第16号について議決した。

【議 第17号】 史跡隠岐国分寺境内保存活用整備計画策定委員会設置要綱の制定について

- 「史跡隠岐国分寺境内保存活用整備計画策定委員会設置要綱の制定について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 昨年10月に国の史跡という事で範囲が拡大した。この史跡の保存活用の計画を作ることは大変重要な事と考え積極的に進めたいと考えている。委員の任期は整備計画を策定するまでと考えている。

- 質疑応答 -

(嶽野教育委員) 任期の既定は必要ないのではないか。

(社会教育課長) 削除させていただきたい。

- 審議結果 -

- 議第17号については一部修正し、全員の挙手により議決した。

【議 第18号】 隠岐の島町子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の廃止について

【議 第19号】 隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について

- 「隠岐の島町子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の廃止について」「隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 議第18号の要綱で計画検討委員会を廃止させていただき、改めて議19号で計画策定委員会を設置する要綱を定めたい。議19号の任期の既定について削除をさせていただきたい。

- 質疑応答 -

(嶽野教育委員会) 実際にはすでに委員を委任して動いているのですね。委員会の名称に策定に入るか検討が入るかのだけの違いではないのか。要綱の中身も違っているのか。

(教育長) 目的があいまいであったこと、費用弁償の根拠がなかったことで、名称を改めて新たに制定するものである。

(嶽野教育委員) 廃止を認めて新規を認めれば、委員を新たに委嘱しなくとも今まで行けるという事ですね。

(社旗教育課長) 名称も変わるので新たに策定委員を委嘱したい。

- 審議結果 -

- 議第18号については原案のとおり、議第19号については一部修正し、全員の挙手により議決した。

【議 第20号】 隠岐の島町体育協会活動事業補助金交付要綱の全部改正について

【議 第21号】 隠岐の島町スポーツ少年団活動費補助金交付要綱の全部改正について

【議 第22号】 隠岐の島町がんばれ島のキッズ島外遠征事業補助金交付要綱の一部改正につ

て

【議 第23号】 隠岐の島町全国大会等出場支援補助金交付要綱の一部改正について

【議 第24号】 隠岐の島町生涯スポーツ推進計画策定委員会設置要領の一部改正について

【議 第25号】 隠岐の島町学校施設利用要綱の一部改正について

- 「隠岐の島町体育協会活動事業補助金交付要綱の全部改正について」「隠岐の島町スポーツ少年団活動費補助金交付要綱の全部改正について」「隠岐の島町がんばれ島のキッズ島外遠征事業補助金交付要綱の一部改正について」「隠岐の島町全国大会等出場支援補助金交付要綱の一部改正について」「隠岐の島町生涯スポーツ推進計画策定委員会設置要領の一部改正について」「隠岐の島町学校施設利用要綱の一部改正について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 議第20号及び議第21号については、様式等を整備するものである。議第22号については、隠岐汽船の運賃改正に伴い、補助金の限度額を引き上げるものである。議第23号、議第24号及び議第25号については、「社会教育課」に改める等の整備をするものである。

(嶽野教育委員) 議第22号の隠岐汽船の料金が変わる都度、改正しなければならないのか。表現として「隠岐汽船の料金に合わせる」とかという表現ができないものか。数字を合わせなければいけな

いのか。その都度改正しなくてもよい方法を考えても良いのではないか。

(教育長) 今年10月に予定されている消費税の改正に伴ういろいろな一部改正が行われる。嶽野委員の提案は中期的な取り組みとして考えてみたい。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号については原案のとおり議決した。

【議 第26号】 隠岐の島町古文書整理保存事業検討委員会設置要綱の一部改正について

- 「隠岐の島町古文書整理保存事業検討委員会設置要綱の一部改正について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課課長) 「検討委員会」を「委員会」に改めること等の整備をするものである。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第26号については原案のとおり議決した。

【議 第27号】 隠岐の島町立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の解職について

【議 第28号】 隠岐の島町立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

- 「隠岐の島町立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の解職について」「隠岐の島町立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(総務学校教育課長) 都万小中学校の学校医は都万診療所の医師が学校医となっている。3月末をもって森先生が退任されるので、新たな山本先生に残任期間の委嘱をしたい。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第27号、議第28号については原案のとおり議決した。

【議 第29号】 隠岐の島町公民館運営審議会委員の委嘱について

- 「隠岐の島町公民館運営審議会委員の委嘱について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(中央公民館長) 吉田耕三委員が体調をくずされ、今年度いっぱい辞職したいという申し出があり、村上操さんを残任期間の委員として委嘱したい。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第29号については原案のとおり議決した。

【議 第30号】 隠岐の島町修学旅行補助金交付要綱の一部改正について

- 「隠岐の島町修学旅行補助金交付要綱の一部改正について」について、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(総務学校教育課長) 修学旅行については、以前から特に小学校の学校間で保護者負担に格

差があり、上限額を別表のとおり変更し是正したい。

－審議結果－

- 審議の後、全員の挙手により議第30号については原案のとおり議決した。

9. そ の 他

【平成31年度第1回教育委員会の開催日時について】

- 平成31年度第1回、来月4月の教育委員会の会議については、事務局職員の提案に異議がなく、4月23日火曜日午前9時30分に教育委員会で開催することとした。

【議事録の確認について】

- 平成30年度第12回教育委員会会議録について、委員全員により確認を行った。

10. 閉 会 宣 言 教育長は閉会を宣言した。

11. 閉 会 日 時 平成31年3月26日午前11時50分

12. 会 議 錄 作 成 者 総務係長 村上静夫

署名日 平成31年4月23日

隠岐の島町教育委員会 教育長 村尾秀信